

いろ／＼懇望し候へば、中々やすき事候間、一通も残らずわたり候はんと直に申送候間、依藤支證と同心して、八幡の岩の坊に預け置候間、被官の内にて候、ぐり山がいのへか兩人に、一人のぼせ候はでは、取出候事ならず候間、まち候へど申されて延引候、其後ほどなく依藤死去、彼跡むざと成來候まゝ、中々申出しど候はで置候○中

天正拾六年八月吉日

因幡守入道定阿判

八十四歳書之

〔新井家系〕家系附錄序説

當家の系圖、上西入道重義以來、累代其世次を親ら記し置れし家譜一軸相傳ふ、此軸法華經一部八卷を一卷になせし程、并に古來の文書記錄、少しの紛失なく、多年兵亂の中に秘藏せしに、十四代昌純の時、享祿年中、横瀬雅樂助が逆謀によりて、昌純生涯に及び、彼一軸を手に携へ、其餘舊記古物共に、一時の灰燼となりぬ、當家陽九の厄、此時に極りしに、程なく和議調りて、昌純が弟記丸再び金山の屋形と稱せらる、されど先世の書記、隻字も傳はらざりしが、幸に一族西谷が家より、略系一卷を呈せりこれを古系圖云、其後かの系本に據りて是を修補し、加るに後事を以てして、別に一編を作りて家に藏むこれを巨細圖云、今に於て當家の事實を考へ見るべきもの、纔に此二本のみにして、つぶさに歴世の遺美を聞く事を得ず。

〔西山遺聞 下〕續本朝人物志の事

一相馬家火事之節、系圖を腹に入焼死たる家老の姓名、奥山立庵に承届け、續本朝人物志に、今井新平可書加よし被仰御意覺書、按するに此時今井新平に命ぜられて、續本朝人物志といふ物えらばせられしと見えたり。

〔古史徵一夏〕古く榮たりし氏人のいたく衰へたるから、祖の靈に恥見せじとて、系圖を焼亡ひたりなど云ことも、をり／＼聞ゆるは、いとも／＼あはれる眞心ながら、實の道の理を知らぬ失にて、いと／＼あぢきなし。